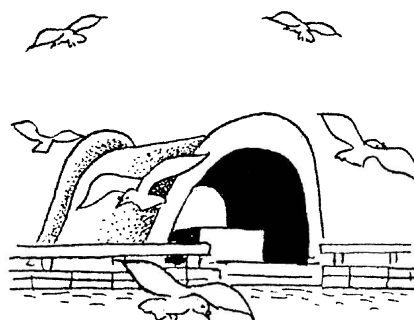


被爆者は 「核兵器禁止条約」を 支持します



2021年1月22日、「核兵器禁止条約」が発効いたしました。2017年7月7日、国連で採択された後、50カ国の批准が発効の要件になっていました。

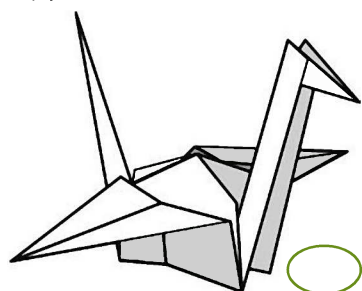
世界の多くの国に支えられ、ようやく国連で陽の目を見ることになりましたが、核兵器保有国やそれらの国の政策に賛同する国々は、この条約に背を向けたままです。残念ながら、日本政府も核兵器禁止条約の署名、批准を拒み続けています。被爆者や条約の実現に貢献した国々にとっては、極めて残念なことです。

核兵器は、国際法違反で、不道徳であり、人類と共存できないものであり、核による脅威を取り除くためには核の廃絶以外にない、というのが世界の常識になってきています。

このような時、日本政府が唯一の被爆国として、核兵器廃絶への強い意志を示す機会になり、廃絶への一步に貢献することになるものとして、核兵器禁止条約に署名し、批准されることを求めています。

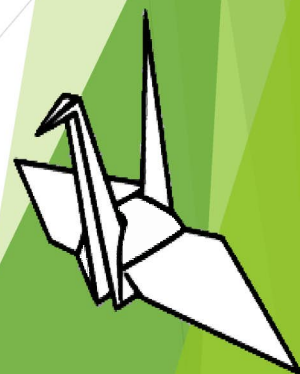
皆様には、被爆者の核兵器廃絶への活動を支援していただきたく、この署名に協力いただきますようお願い申し上げます。

2021年2月



鳥取県原爆被害者協議会

会長 後藤 智恵子



内閣総理大臣 殿

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名

被爆 75 年にあたる 2020 年 10 月 24 日、核兵器禁止条約の発効要件を満たす 50 カ国の批准書（加入書を含む）が寄託され、2021 年 1 月 22 日に発効となりました。核兵器の使用が国際法で禁止されたのです。

今や核保有国を含む世界の市民の多くが、核兵器が反人間的兵器で不要なものであることを知るところとなりました。

戦争による核攻撃を受けた唯一の国である日本政府は、核兵器の禁止から廃絶へ、今こそ先頭に立って世界をリードするときです。

私は、日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求めます。

名 前	住 所

この署名は日本政府に提出します。ご記入いただいた個人情報は、この要請目的以外には使用しません。

【取扱団体】 鳥取県生活協同組合連合会
連絡先：鳥取県生活協同組合連合会事務局
住 所：鳥取市河原町布袋 597 番地 1
電 話：0858-85-0036 FAX：0858-71-0174

連絡先：日本原水爆被害者団体協議会
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-3-5
ゲイブルビル 902
TEL 03-3438-1897
FAX 03-3431-2113